

船舶事故等調査報告書

平成22年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第160号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年10月27日 16時38分ごろ	
発生場所	山口県長門市仙崎 ^{せんさき} 港 仙崎港沖防波堤南灯台から真方位073° 1,100m付近（概位 北緯34° 23.7′ 東経131° 13.1′）	
事故等調査の経過	平成21年11月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第二大 ^{だいゐ} 恵丸、11トン YG2-7651（漁船登録番号）、株式会社協同丸水産 B 漁船 ^{ひで} 秀丸、2.92トン YG3-41989（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	A なし B 船長B 腰打撲	
損傷	A 船首部小破口 B 船尾外板凹損	
事故等の経過	A船は、船長ほか2人が乗り組み、仙崎港を仙崎瀬戸に向け約15ノットの速力で、手動操舵により西進中、B船は、船長1人が乗り組み、船首を西方に向け停船して投網中、平成21年10月27日16時38分ごろ、A船の船首部とB船船尾右舷側とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視程 2海里以上 海象：うねり なし、波高 ほとんどなし	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 船長Aは、仙崎港内を西進中、漁のことを考えていて適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。 船長Bは、投網中に自船が停船していたことから、他船が自船を避航してくれるものと思込み、適切な見張りを行っていなかったため、B船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、仙崎港において、A船が西進中、B船が投網しながら船首を西方に向けて停船中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	